

臨床遺伝専門医制度施行細則

(目的)

第1条 この細則は、臨床遺伝専門医制度規則（以下「規則」という。）の施行について必要な事項を定める。

(委員)

第2条 規則第10条に定める専門医制度委員会（以下「委員会」という。）の委員は、以下の構成とする。

- ・ 日本人類遺伝学会から推薦された者
- ・ 日本遺伝カウンセリング学会から推薦された者
- ・ 委員会が必要と認めた者

(手数料)

第3条 認定等に要する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

- | | | |
|-----|----------|----------------------|
| (1) | 研修開始届手数料 | 5,000 円 |
| (2) | 認定試験受験料 | 30,000 円 |
| (3) | 認定手数料 | 10,000 円 |
| (4) | 専門医維持料 | 7,000 円/年（日本人類遺伝学会員） |
- 学会年会費納入時に同時徴収
- | | | |
|--|--|-----------------------------|
| | | 35,000 円/5年（日本遺伝カウンセリング学会員） |
|--|--|-----------------------------|
- 専門医更新時に徴収

* 一旦受領した費用は、返還しない。

(専門医の申請資格)

第4条 研修開始届の受付をもって、研修を開始した医師（以下「専攻医」とする。）は、3年間の研修期間中に少なくとも2回は日本人類遺伝学会または日本遺伝カウンセリング学会の学術集会に出席しなければならない。学術集会出席に学会所属の有無は問わない。

第5条 研修施設に在籍する専攻医は、指導責任医に研修指導を依頼し、承諾の上、研修開始届に必要な事項の記載を得ること。3年間の研修期間中に所属する施設の独立した遺伝医療部門において、以下の研修をおこなわなければならない。

- (1) 周産期・小児期・成人期において行われる遺伝医療領域の20例以上の症例を担当もしくは陪席する。
- (2) 所属する施設で上記研修領域を網羅できない場合は、ロールプレイ実習のある以下の研修会に参加、不足領域のロールプレイに1回以上参加し、参加証明を添付した申請書に研修内容を記載する。
 - ・ 日本人類遺伝学会
遺伝医学セミナー（3日間）
 - ・ 日本遺伝カウンセリング学会
遺伝カウンセリング研修会（3日間）
遺伝カウンセリングアドバンストセミナー（2日間）
 - ・ 日本家族性腫瘍学会
家族性腫瘍セミナー（3日間）
 - ・ 遺伝カウンセリング(GCRP)研修会（1日間）
- (3) 定期的開催される症例検討会および教育的行事に参加する。

第6条 研修施設以外の施設に在籍する専攻医は、指導医資格をもった臨床遺伝専門医に研修指導を依頼し、

承諾の上、研修開始届けに必要事項の記載を得ること。3年間の研修期間中に次の各号すべてに該当した場合に規則第3条第1項を適用できるものとする。

- (1) 以下の研修会に参加し研修単位を20単位以上取得すること。
 - ・ 日本人類遺伝学会
 - 遺伝医学セミナー：10単位
 - 遺伝医学セミナー入門コース：8単位
 - 臨床細胞遺伝学セミナー：8単位
 - ・ 日本遺伝カウンセリング学会
 - 遺伝カウンセリング研修会：12単位
 - 遺伝カウンセリングアドバンストセミナー：8単位
 - ・ 日本家族性腫瘍学会
 - 家族性腫瘍セミナー：8単位
 - ・ 遺伝カウンセリング(GCRP)研修会(3単位)
- (2) 上記研修会におけるロールプレイ実習に合計6回以上参加し参加証明を取得し、参加証明を添付した申請書に研修内容を記載する。
- (3) 遺伝カウンセリングを含む遺伝医療を20例以上担当もしくは陪席し、指導医の対面指導を受けること。この20例の遺伝医療には、周産期・小児期・成人期において行われる遺伝医療のすべての領域が含まれること。なお、複数の指導医による対面指導を合計することができる。

第7条 国外の臨床遺伝学の専門医資格を有する医師は、申請により適格と認められた場合は認定する。

(認定試験受験の手続き)

- 第8条 規則第3条第3項に定める学術活動の評価のために必要とする書類は、研修期間中に発表したものだけでなく、研修期間外に発表したものを含め、遺伝医学に関係した論文または総説2編以上のリストとする。ただし、臨床遺伝に関する学会発表(共同演者を含む)を2回行った場合には、論文1編とみなす。
- 2 規則第3条第5項の委員会が定める専門医は、社団法人日本専門医制評価・認定機構の定める基本的領域専門医(日本内科学会、日本小児科学会、日本皮膚科学会、日本精神神経学会、日本外科学会、日本整形外科学会、日本産科婦人科学会、日本眼科学会、日本耳鼻咽喉科学会、日本泌尿器科学会、日本脳神経外科学会、日本医学放射線学会、日本麻酔学会、日本病理学会、日本臨床検査医学学会、日本救急医学会、日本形成外科学会、日本リハビリテーション医学会)、内科 Subspecialty 領域専門医(日本消化器病学会、日本循環器学会、日本呼吸器学会、日本血液学会、日本内分泌学会、日本糖尿病学会、日本腎臓学会、日本肝臓学会、日本アレルギー学会、日本感染症学会、日本老年医学会、日本神経内科学会)、外科 Subspecialty 領域専門医(日本消化器外科学会、日本呼吸器外科学会、日本心臓血管外科学会、日本小児外科学会)、および日本外科学会認定登録医とする。
 - 3 規則第3条に記載されている定められた期間内とは、原則として、3年間の研修期間終了後5年内とする。
 - 4 規則第4条第4項の症例要約は、専攻医が担当もしくは陪席した20症例の要約およびそのうちの5症例についての詳記とする。

(資格更新)

第9条 規則第9条に定める専門医の認定更新は、次の各号により行うものとする。

- (1) 5年間に取得すべき総単位数は100単位以上とする。ただし、適切な遺伝医療の実践30単位、および日本人類遺伝学会または日本遺伝カウンセリング学会の学術集会への計3回以上の参加(30単位以上)の合計60単位を必須とする。
- (2) 単位取得の対象となる学会参加と発表、専門誌への論文掲載および遺伝カウンセリングの実践については原則として、以下のとおりとする。

<u>参加によるもの</u>	単位
日本人類遺伝学会および日本遺伝カウンセリング学会の学術集会	10
日本医学会	8
委員会が認めた関連学会	5
その他臨床遺伝関連諸学会(臨床遺伝関連のセッションに参加の上、裏付け資料提出)	2
委員会が認めた国際的臨床遺伝関連学会	8
その他の国際的臨床遺伝関連学会	5
日本人類遺伝学会・遺伝医学セミナー	10
日本人類遺伝学会学術集会において委員会が認めた Education Program	1~2*
遺伝医学セミナー入門コース	8
臨床細胞遺伝学セミナー	8
日本遺伝カウンセリング学会・遺伝カウンセリング研修会	12
日本遺伝カウンセリング学会・遺伝カウンセリングアドバンストセミナー**	8
家族性腫瘍セミナー	8
委員会が認めた研修会	3
遺伝カウンセリング(GCRP)研修会	3***

* 1学術集会あたりの認定単位は合計4単位まで。

** 実技を中心とした研修会であり、参加を推奨する。

*** 追加条件対象者は7単位

発表等によるもの

日本人類遺伝学会および日本遺伝カウンセリング学会での一般演題の筆頭者および corresponding author(両学会の演題登録時に corresponding author を記載する事になっている)	3
臨床遺伝関連学会での特別講演・教育講演・シンポジウム・セミナー・研修会等の筆頭者	5
臨床遺伝関連専門誌への論文掲載および臨床遺伝関連論文 筆頭者および corresponding author	8
臨床遺伝関連専門誌への論文掲載および臨床遺伝関連論文 その他の著者	3
<u>適切な遺伝医療の実践によるもの</u> (30単位取得は必須。最大50単位まで認める)	
遺伝カウンセリング3症例の詳細記と15症例の要約を提出し、委員会で承認された場合	30
遺伝カウンセリングの実践(追加症例最大10症例の詳細記提出、1症例2単位)	最大20

(研修施設認定更新)

第10条 規則第15条に定める認定研修施設の認定更新は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出することにより5年毎に行うものとする。()内が認定更新基準。

- (1) 認定期間中に研修施設において研修開始した専攻医および専門医を取得した医師の名簿
- (2) 5年間における臨床遺伝外来の診療実績* (診療実績総数 年間20症例以上)
- (3) 勤務する専門医の名簿および研修におけるそれぞれの専門医の役割*
- (4) 実施した研修プログラム(月1回以上)
- (5) 教育的行事の詳細(月1回以上)

*診療、研修は周産期・小児期・成人期において行われる遺伝医療を含む事。不足する場合は各セミナー受講などのカリキュラムが必要

(研修施設認定取消)

第11条 委員会は、認定研修施設が次の各号の一に該当するときは、期間内であっても認定を取り消すことができる。

- (1) 認定を辞退したとき。
- (2) 研修施設として不相当と認められたとき。
- (3) 指導医が引き続き6ヶ月以上不在のとき。

(指導医)

第12条 規則第16条第2項により必要とする書類は、申請者が遺伝医療を行った50症例の要約および申請者自身が遺伝カウンセリングを行った5症例の詳細とする。

2 規則第16条第3項に定める学術活動の評価のために必要とする書類は、遺伝医学に関係した筆頭著者である5編以上の論文のリストとする。ただし、共著者としての論文は2編で筆頭者としての論文1編とみなす。また臨床遺伝関連学会において臨床遺伝に関係する発表(主演者のみとし共同演者は除く)を2回行った場合には、筆頭者としての論文1編とみなす。

第13条 規則第17条に定める指導医の更新は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出することにより5年毎に行うものとする。

- (1) 5年間の指導医認定期間中に指導したまたは指導中の専攻医のリスト
- (2) 現在行っている遺伝医療および研修指導の内容
- (3) 遺伝医学に関係した学術活動

第14条 この細則は、委員会の議を経て、改正することができる。

附則

2001年10月 4日 制定
2003年10月22日 改訂
2006年10月18日 改訂
2008年11月 3日 改訂
2010年 5月30日 改訂
2012年 6月 8日 改訂
2012年11月24日 改訂

2013年 2月27日 改訂

2015年 6月25日 改訂